

# JIS

## 情報技術ープロセスアセスメントー プロセス測定フレームワークに対する 要求事項

JIS X 33003 : 2019

(ISO/IEC 33003 : 2015)

(IPSJ/JSA)

令和元年 8 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩淵 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和元.8.20

官 報 掲 載 日：令和元.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 プロセス測定フレームワークの要求事項	4
4.1 概念化	4
4.2 構成概念定義	5
4.3 操作化	5
4.4 構成概念仕様の検査	6
4.5 プロセス属性の評定	7
4.6 集約	7
4.7 感度分析	8
5 プロセス測定フレームワークの妥当性確認のための要求事項	8
5.1 要求事項	8
5.2 手引	9
6 プロセス測定フレームワークの適合性検証	10
附属書 A (参考) 用語の関係	11
附属書 B (参考) 構成概念仕様：反映的又は形成的	13
附属書 C (参考) 幾つかの統計的妥当性確認手法	15
附属書 D (参考) プロセス測定フレームワークの要求事項の実装方法	18
参考文献	20
解 説	23

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**注記** 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

# 情報技術—プロセスアセスメント— プロセス測定フレームワークに対する要求事項

## Information technology—Process assessment— Requirements for process measurement frameworks

### 序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **ISO/IEC 33003** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、プロセス能力のアセスメントに使用するプロセス測定フレームワークの要求事項について規定する。この規格が定義する要求事項は、次による。

- a) プロセスアセスメントに関連するプロセス測定フレームワークのための要求事項を確立する。
- b) プロセスアセスメントに使用するプロセス測定フレームワークの妥当性確認のための要求事項を確立する。
- c) 複数の分野にわたって合成の測定量を策定するプロセス測定フレームワークに適用できる要求事項を確立する。

この規格は、全ての適用分野のプロセス品質特性のためのプロセス測定フレームワーク策定に、適用できる。

**附属書 A** では、この規格で使用されている用語間の関係を示す。**附属書 B** では、構成概念仕様を説明している。**附属書 C** では、統計的な妥当性確認の方法を説明している。**附属書 D** では、参考文献を含めて、プロセス測定フレームワークの要求事項を実行するための幾つかの方法を提供している。これらの附属書は、規格一式の一部として策定するプロセス測定フレームワークを構築するためのガイドになる。

**注記 1** .....この規格は、ソフトウェア又は情報分野が対象である.....

**注記 2** **JIS X 33020** は、この規格に基づいたプロセス能力のアセスメントのためのプロセス測定フレームワークである。

**注記 3** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 33003:2015**, Information technology — Process assessment — Requirements for process measurement frameworks (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。